



技能実習適正化支援センターの渡邊です。

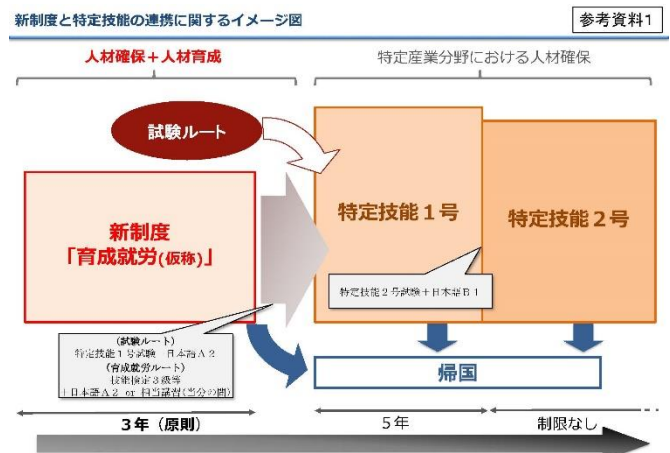
技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（座長：田中 JICA 理事長）は、10月18日に開催された会議において最終報告書たたき台を提示し、それに続き10月27日、11月8日、同15日の会議でその修正版が提示されています。（[https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03\\_00079.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00079.html)）

今回のたたき台は年内にも提出予定の最終報告書に向けてのものです。現行の技能実習に代え新たな制度として「育成就労」（仮称）の創設が提唱されていることなどが注目されます。

## 1 新たな制度の概要

注目すべきポイントは以下の通りです。（イメージ図参照）

（1）技術移転による国際貢献を目的の一つとしていた技能実習制度を発展的に解消し、「人材確保」と「人材育成」を目的とする育成期間3年の新たな制度「育成就労」（仮称）を創設する（注：国際貢献という目的と実態との間に乖離があるとする議論、世論があったことが有識者会議の出発点となっている）。



出典：有識者会議（第15回）配布資料 参考資料1

（2）育成期間3年の新たな制度「育成就労」（仮称）は現行の技能実習1号1年と2号2年の計3年と期間は同じで、現行の3号はなくなり、それに代え3年後に特定技能1号に接合されることになる。特定技能制度は適正化を図った上現行制度を存続させる。

新たな制度と特定技能の位置づけ、枠組みは以下のとおり。ルートは以下の2つ。

- ① 未熟練労働者： 「育成就労」（仮称）⇒特定技能に移行
- ② 試験ルート： 特定技能1号⇒同2号に移行

（3）新たな制度は現行の技能実習の監理団体方式のみを取り扱うことになるが「企業単独型」の技能実習も新たな制度の趣旨・目的に沿うものについては適正化を図った上で引き続き実施されることになる。沿わないものは新制度とは別の在留資格（「企業内転勤」に相当するものなど）が付与される見込み。

（4）新たな制度の受け入れ対象分野は特定技能制度における「特定産業分野」に限定する。また、受け入れ分野ごとに受け入れ見込み数を設定する。

（5）従前の「やむを得ない場合」の転籍についてはその範囲を拡大・明確化し手続きを柔軟化する。これに加え、本人の意思による転籍を一定の要件（就労1年超、技能検定基礎級合格、日本語能力試験N5合格）の下で認める（同一業務区分先に限定）。日本語については受け入れ対象分野でより高い水準の試験の合格を要件とする

ことが可能となっていることに注意が必要。

当面の間は、各受け入れ分野において新たな会議体での議論等を踏まえて政府の判断により 2 年を超えない範囲での期間設定を行うことができる。但し、昇給等の待遇改善等が条件。

転籍にあたりマッチング支援にハローワークなどの機関を関与させることが期待されている（注：転籍制限は技能実習生に対する人権侵害を惹起するものとして議論の対象となっていた）。

（6）新たな制度においては就労前に日本語能力試験（N5）合格または入国直後の講習の受講が求められるなど従前以上に日本語能力向上が重視されており各段階で厳しくなっている（特定技能 1 号移行時：N4、特定技能 2 号移行時：N3）。なお、特定技能 1 号移行時に N4 が不合格となった者に再受験のため最長 1 年の在留継続が認められる。

（7）新たな制度においても監理団体を設けるが、許可要件が厳格化され、その下で新たな許可を受けることとなる。その他、受け入れ企業に対する監督指導強化、職員の配置（受け入れ企業数に応じて職員の配置を義務付ける）や相談対応体制等の許可要件の厳格化などが見込まれる。

## 2 たたき台提言に対する各界の反応

10 月 18 日のたたき台発表を受け「一般社団法人外国人材共生支援全国協会」（NAGOMi）は提言を出し、1 年超での転籍は受け入れ企業による人材育成にマイナスの影響を与えることなどが危惧されるとして反対の立場を表明したところ、11 月 15 日の修正版においてこれが 2 年に修正されました。また、自民党の外国人労働者特別部会の中においても提言にある「転籍」等について異論があることが報道されています。

転籍については、地方から都市部に労働力の移動、集中を促進する（これにより地方の人材不足、人材流出に歯止めがかからない）、悪質ブローカーの介在を誘発する、人材育成に対するモチベーションがなくなる、といった転籍に反対する意見も見られるなど論点の多い課題です。

このように政策的見地からの議論が続く中、最終報告書の提出、法案審議にいたるまで紆余曲折があることも予想されます。

## 3 気付きの点、今後の議論の関心事項

TITSC は技能実習制度の手続きに関わってきているところ、実務者の立場からの提言についての気づきの点、今後の議論の関心事項は以下の通りです。

- (1) 「育成就労」の「育成」が現行の技能実習制度における「実習」と実質的に同じものであるのか、現在の技能実習の態勢、運用が踏襲されるものとなるのかは現時点では必ずしも明らかではありません。
- (2) 就労前の日本語能力試験 N 5 等への合格あるいは日本語講習の受講等の位置づけ（検定試験をどの段階で行うのか、就労と講習の両立）、「法的保護講習」等他の講習との関係なども不明確です。
- (3) 新制度の受け入れ対象分野が特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定していることについては、「NAGOMi」は提言の中で上記分野にない職種（繊維・衣服、家具製作、印刷、鉄道、自動車製造関係等）への対応が示されていないことから現場から不安の声があがっている旨指摘しています。受け入れ見込み数

の設定とともに対応の明確化が必要です。

- (4) 転籍前機関の初期費用負担をどのように調整するのか、転籍前機関の初期費用負担については不平等が生じない措置が不可欠とされていますがメカニズムが複雑になり調整自体が負担となることはないか懸念されます。
- (5) たたき台修正版は留意事項として現行制度の利用者等への配慮を求めており、また提言も新たな制度への移行に当たっては十分な移行期間を確保すべきとしています。入国する前から準備のため長いリードタイムを要するプロセスであることを考えると数年程度の期間が確保されることが不可欠であると考えます。
- (6) 今後の議論の関心事項
  - ① 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、支援責任者等の講習受講や受け入れ機関数に応じた職員の配置等登録要件を厳格化する。
  - ② 送出機関との関係では、支払手数料を外国人と受入機関が適切に分担する仕組みを導入する。
  - ③ 監理団体と受入企業を兼職する役職員の関与制限、外部監視の強化が図られる。
  - ④ 育成終了前に帰国した者について、それまでの新制度による滞在が 2 年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。

TITSC は、最終報告書がどのようなものとなり関連法令の改正等となって結実するのか注視し、新たな制度創設に対する皆さまの円滑な移行を支援します。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>